

国際裁判管轄が認められる（同法第3条の4第1項）。

したがって、発信者が自己の情報を削除したプロバイダ等を提訴する場合には、プロバイダ等と加入者との契約において当該債務の履行地が日本国内にあるとされたとき、契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又はプロバイダ等との契約が消費者契約に該当し、加入者である消費者が事業者に対して訴えを提起する場合で、訴えの提起時若しくは契約締結時における加入者の住所が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められることになる。

また、プロバイダ等との間で、日本の裁判所に国際裁判管轄を認める旨書面で合意した場合は、当該合意が有効である以上、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる（同法第3条の7第1項及び第2項）。ただし、当該合意が将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とするものである場合は、効力が制限されるため、注意を要する（同条第5項）。

B 不法行為責任が問題となる場合

① 準拠法

本法律第3条第2項は、不法行為事件についても、一定の場合に免責を認めるものである。そこで、不法行為事件について、(1)①の考え方に従って通則法により日本法の適用が認められるときには、原則として、同項の適用があるものと考えられる。

② 国際裁判管轄

発信者が自己の情報を削除したプロバイダ等を提訴する場合、民訴法第3条の2の規定が適用されるほか、プロバイダ等が削除行為を行った国が加害行為地であるから、当該情報を削除する操作を日本国内から行ったときには我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められると解されるところ、通常は被告の住所地等と一致する場合が多いと考えられる。他方、当該情報が削除されたことによる被害が生じた国が結果発生地となるから、当該情報が削除されたことによる被害が日本国内で生じたと認められる場合は、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる。

(3) 発信者情報開示請求権（第4条関係）

① 準拠法

発信者情報開示請求権は、ある事実の発生を原因として一定の者の間に法律上当然に発生することが認められる性質の債権であると考えられ、(1)①の考え方に従って日本法の適用が認められるときには、発信者情報開示請求権に関する本法律第4条第1項の適用があるものと解される。

② 国際裁判管轄

発信者情報開示請求に関する訴えは、我が国の民事訴訟法上は財産権上の訴えにも不法行為に関する訴えにも該当しないものと解されるため、民訴法第3条の2の規定のほか、訴えの種類・性質等に照らして直ちに管轄原因が付加されることはない。しかしながら、(ア) プロバイダ等が日本国内に事務所又は営業所を置いており、発信者情報開